

契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和6年10月1日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いの運用を開始します。（電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。）

具体的な電子化による取扱いについては、保証機関（保証事業会社）に確認した上で、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

電子化の対象となる保証証書

契約の保証



契約保証証書

（引受先：保証事業会社※）

電子化対象

前払金保証

（中間前払金含む）



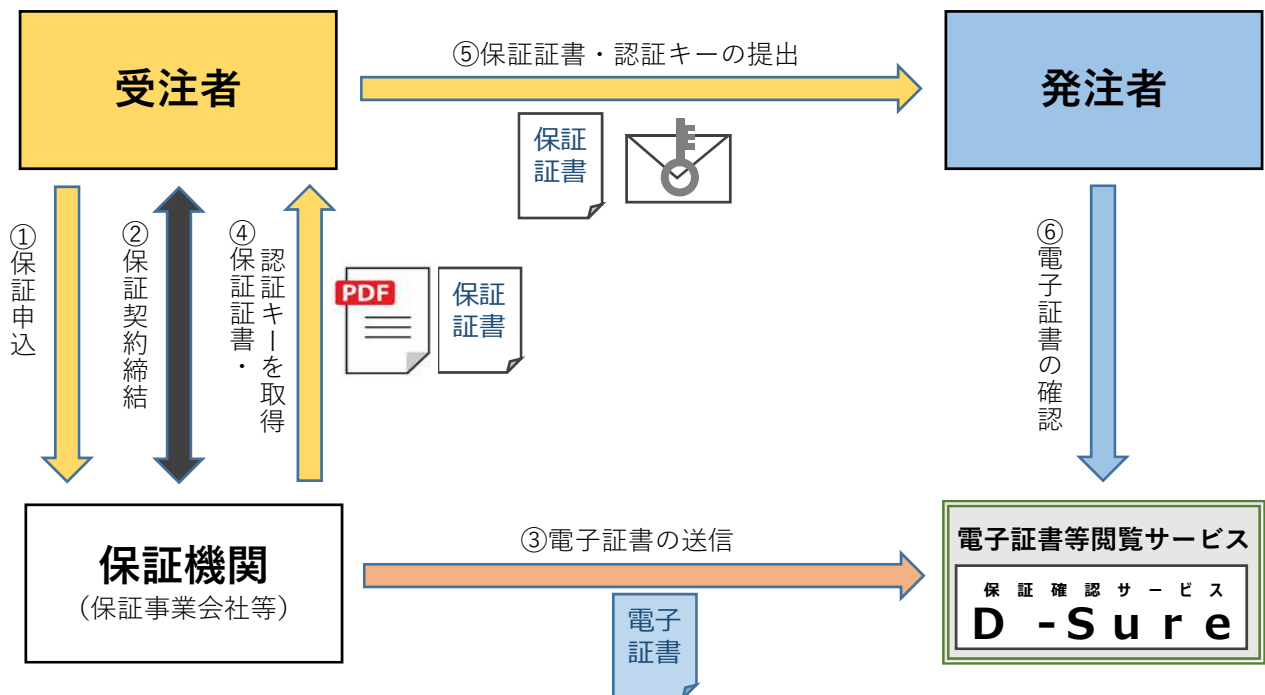
前払金保証証書

（引受先：保証事業会社※）

電子化対象

※保証事業会社とは、西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)のことです。

電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』及び『保証証書（〇〇保証）』（電子証書の内容を確認する画面）を印刷したものを発注者に提出します。また当初契約書の作成時には、R6.10.1以降の「日田市公共工事請負契約約款」またはR7.4.1以降の「日田市土木設計業務等委託契約約款」等を使用する必要があります。